

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 28 年 2 月 4 日
福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(5) 名称：保険外併用療養に関する特例 関連事業

内容：保険外併用療養に関する特例

（国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業）

以下に掲げる医療機関が、米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ若しくはオーストラリアにおいて承認を受けている医療品等であって、日本においては未承認の医薬品等又は日本において適応外の医薬品等を用いる技術全てを対象として、保険外併用療養に関する特例を活用し、迅速に先進医療を提供できるようにする。

①九州大学病院（福岡市東区）【直ちに実施】

（例）重症全身性硬化症に対する自己造血幹細胞移植など

(6) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業

内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例

（国家戦略特別区域法第 19 条の 2 に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業）

区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後 5 年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】

①KAIZEN platform, Inc.（東京都新宿区、平成 25 年 3 月 18 日設立）

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(2) 事項：創業者の人材確保を支援するための人材流動化支援施設の設置

内容：創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保を支援するため、創業者又は創業者に使用されることを希望する国の行政機関の職員、地方公共団体の職員、民間企業の従業員その他の者に対する採用又は就職の援助を行う「福岡市スタートアップ人材マッチングセンター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成 27 年度中に設置】

i) 設置主体：国及び福岡市

- ii) 実施体制：民間の職業紹介事業者（厚生労働大臣の許可を受けた職業紹介事業者）への委託により実施し、当該事業者が事務責任者及びコンシェルジュを配置する。
- iii) 設置場所：福岡市が設置するスタートアップカフェ内
- iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。
- ・創業者又は創業者に使用されることを希望する国の行政機関の職員、地方公共団体の職員、民間企業の従業員その他の者とのコンシェルジュによるマッチング及び相談対応
 - ・国、地方公共団体、経済団体及び民間企業への制度や創業者等についての情報提供等
 - ・民間企業の従業員その他の者への国、地方公共団体等の職員募集等についての情報提供等